

いわき市環境審議会について

1 審議会設置の目的

近年、地球温暖化やオゾン層破壊等の環境問題が地球的規模で緊急かつ重要な課題となつてゐる中、本市においても、環境の保全に関する施策への積極的な取組みが求められています。

このような各種環境問題への対策については、多方面にわたる専門的知識と広い視野に立つた多角的な面からの判断が要請されるとともに、地域の実情に応じた取組みの推進が重要です。

このことから、環境の保全に関する市民のコンセンサスを形成していく場として、専門的な知識を有する者や市民団体の代表者等の参加を得て、本市の実情に応じた環境保全全般にわたる基本的な事項等について調査審議するため、「いわき市環境基本条例」で定めるところにより、「いわき市環境審議会」を設置しています。

2 根拠法令等

(1) 「環境基本法」第44条

市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験者のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

(2) 「いわき市環境基本条例」第23条

環境の保全に関して、基本的事項を調査審議する等のため、いわき市環境審議会を置く。

3 審議会の組織

「いわき市環境基本条例」 第25条

- 1 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 各種団体の代表者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) その他市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることがある。

4 新たな委員の任期

令和3年11月1日～令和5年10月31日（2年間）

5 主な審議内容

(1) 「いわき市環境基本計画」の進行管理の点検・評価

いわき市環境基本計画において、審議会は、同計画に基づく施策の進捗状況や目標の達成状況などに対し意見を述べるなど、環境の保全に関する基本的事項について調査審議を行うこととしています。

(2) 市域の環境政策全般に関すること。

市域の環境政策全般について、諸課題の解決に向けた議論を展開しています。

6 報酬等

会議に出席した場合は、規程に基づき報酬及び旅費を支給しています。